

出雲崎町
高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
出雲崎町

目 次

1. 計画の目的	1
2. 出雲崎町の高齢者を取り巻く状況	1
3. 出雲崎町地域包括ケアシステム	7
4. 第8期計画の評価	9
5. 第9期計画の基本理念と施策体系	12
6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	14
7. 施設整備方針	28
8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定	30
9. 計画策定の趣旨	36
10. 第9期介護保険事業計画の策定体制	37

1. 計画の目的

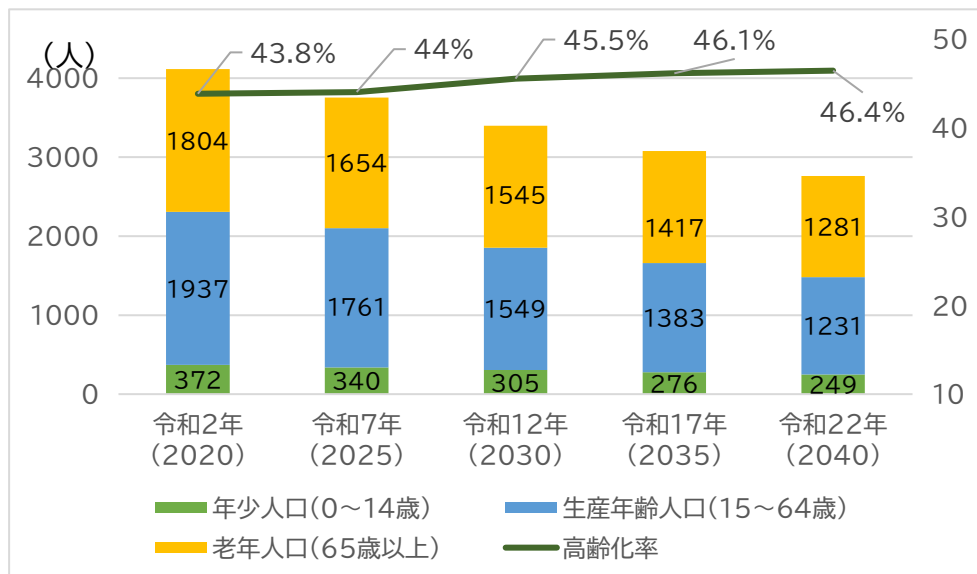
出雲崎町では、すでに総人口、高齢者人口ともに減少しています。2040年にかけて、人口減少がさらに進行していく見込みです。生産年齢人口、年少人口の割合は増えないことから、高齢化率はさらに上昇していくことになります。

しかし、高齢化率が高いことが悪いことではありません。歳を重ねることに誇りをもち、高齢者が生き生きと輝き続けるまち出雲崎にしたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、高齢者の生活に対する不安を減らしていくことを目的とします。

2. 出雲崎町の高齢者を取り巻く状況

(1) 人口減少・少子高齢化

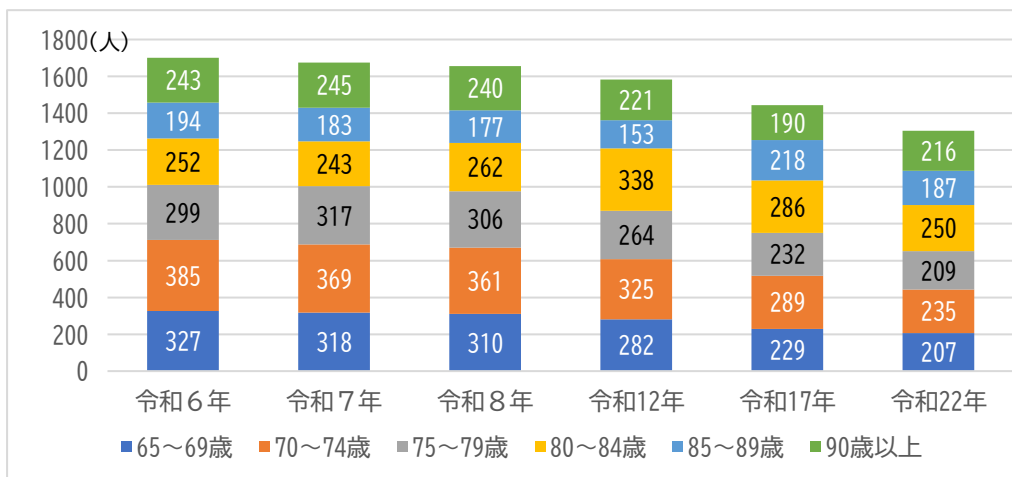
出雲崎町では、今後さらに人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。それにともない、介護サービスや地域を支える担い手が不足し、地域の活力が低下する懸念があります。



見える化システムより

令和2年までは国勢調査確定値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の推計値

高齢者人口はすでに減少していますが、第9期計画中は大きな減少はありません。しかし、令和8年度以降は大きく減少していくうえに、高齢者人口に占める80歳以上の方の割合がさらに大きくなっていきます。



見える化システムより

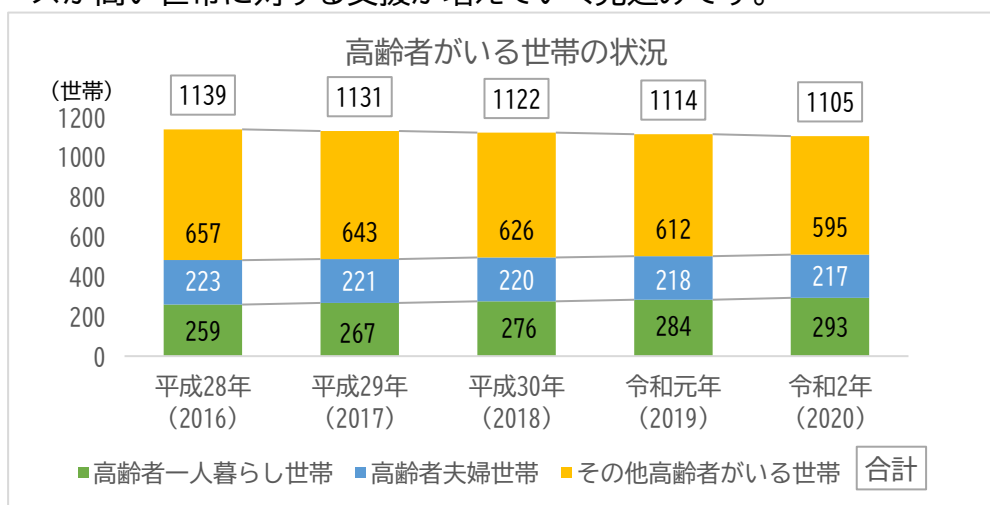
令和2年までは国勢調査確定値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の推計値

(2) 世帯構成の傾向、家族の形の変化

高齢者がいる世帯の推移をみると、一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の割合が増加していることがわかります。

一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の増加によって、移動や見守り、住まいなど様々な日々の支援ニーズが増えていくとともに、孤独死や消費者トラブルなどの不安に対する支援も必要になります。

また、高齢者のみ世帯では老老介護の状況になることから、介護者への支援ニーズが高い世帯に対する支援が増えていく見込みです。



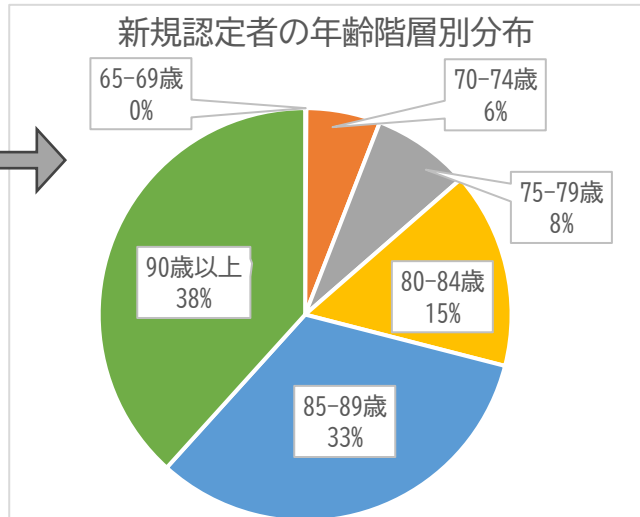
見える化システムより

(3) 要支援・要介護認定者の状況

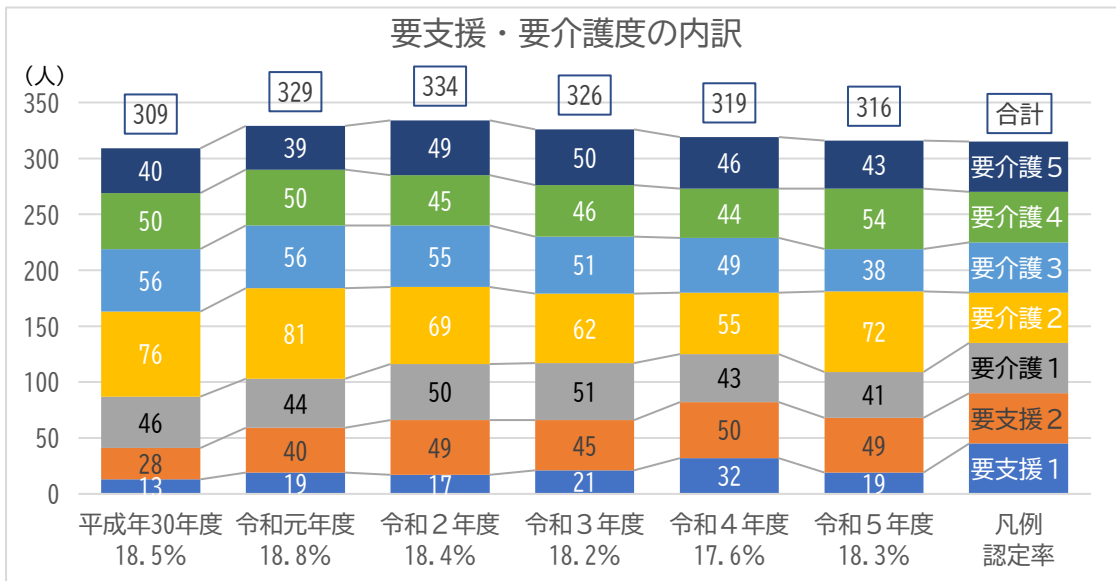
令和4年度における町の初回要支援・要介護認定者の平均年齢は87.0歳で、県・国と比較し高い反面、認定率は17.6%で、県18.6%、国19%と比較し低くなっています。ここから、町の高齢者が自立して過ごせる期間が長いことが読み取れます。

新規認定者の平均年齢
(令和4年度)

出雲崎町	87.0歳
新潟県	82.7歳
国	81.7歳



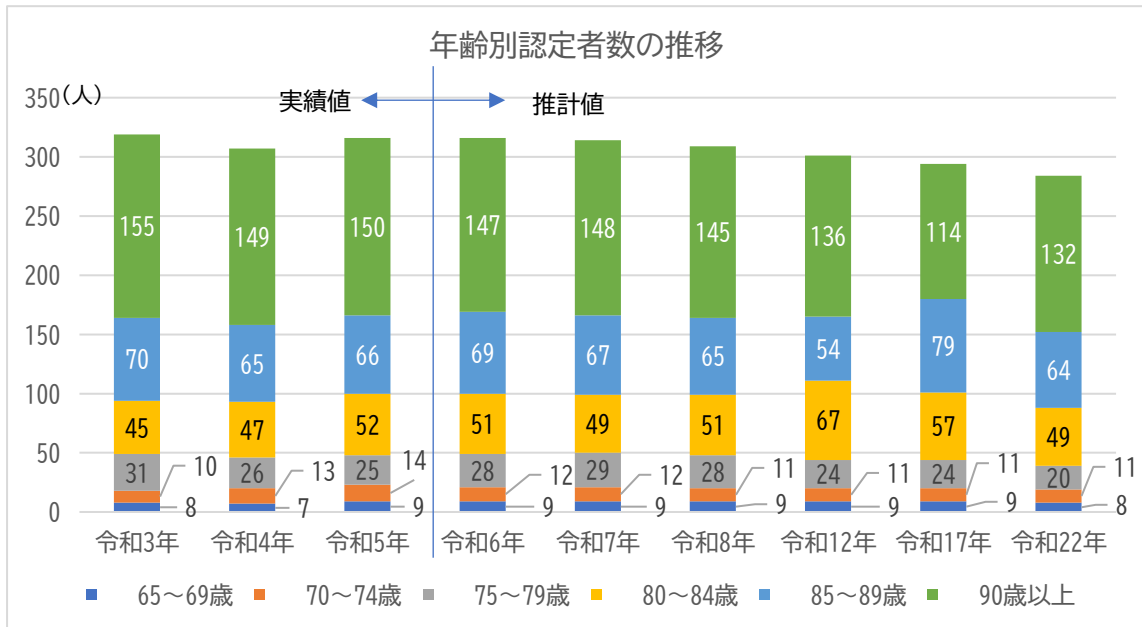
また、認定者が高齢なこともあり、平均要介護度は3.43で、県平均2.24に対し高くなっていることが特徴です。



見える化システムより

令和4年度までは各年度末、令和5年度は10月末時点の認定者数

今後は、高齢者数の減少とともに認定者数も減少していく見込みです。
 町の高齢者が自立して過ごせる期間を延ばしながら、必要な方が必要なサービスを利用できる体制を整えていく必要があります。



※令和4年度までは各年度末、令和5年度は10月末時点の認定者数
 令和6年度以降は推計値

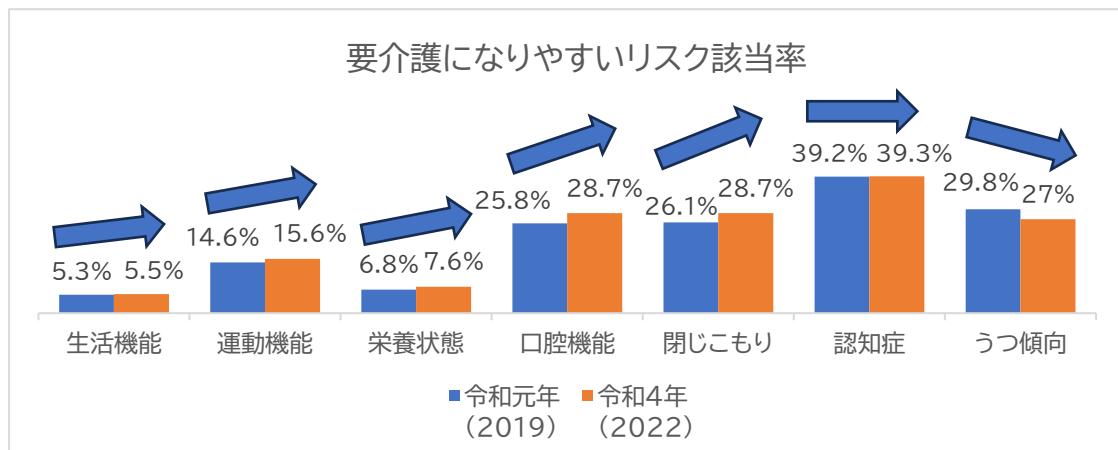
(4) 高齢者実態調査の結果（令和4年度実施）

本計画策定の基礎資料とするため、以下の二つの調査を実施しました。

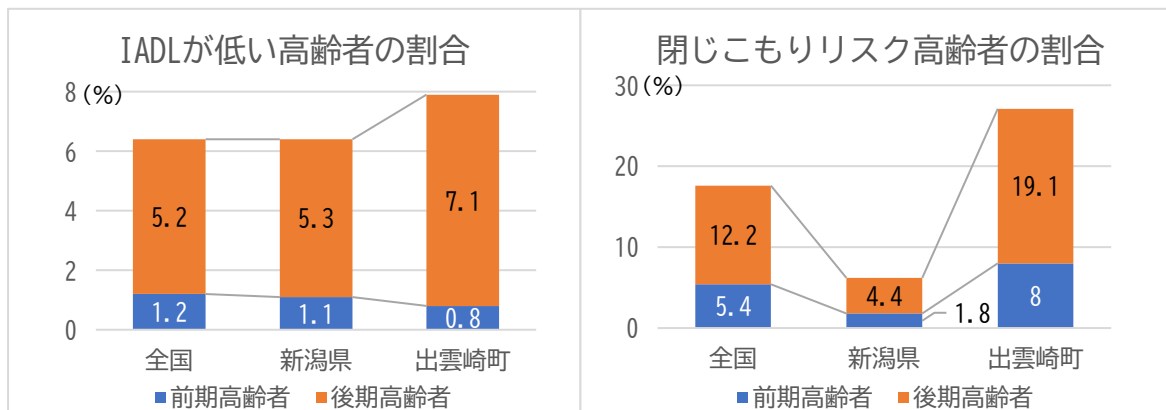
	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査の概要	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加の状況を把握するもの	本人・家族が在宅生活を続けるためのサービスの在り方を考えるため、生活の状況や課題を把握するもの
対象者	要介護認定を受けていない65歳以上の方（要支援認定者、総合事業対象者を含む）	65歳以上で要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方
対象者数	1,518人	182人
回答者数	1,263人	161人
回答率	83%	88%

○日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態につながる7種類のリスクの該当率を集計したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ほとんどのリスクで2019年の調査時よりも上昇しています。



また、各リスクについて町と国・県を比較した際、「IADLの低下」と「閉じこもりリスク」の割合が高いことが特徴です。



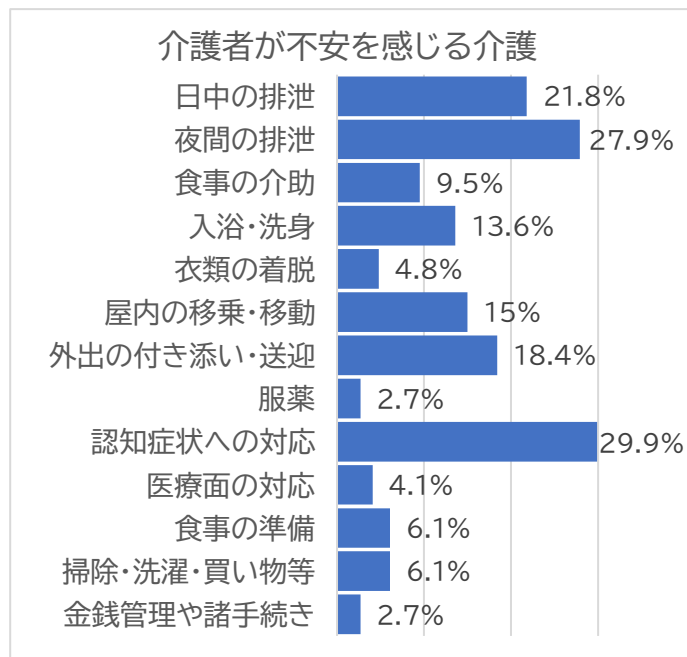
※ 前期高齢者は65歳から74歳の方、後期高齢者は75歳以上の方

IADL とは、掃除、洗濯、食事の準備、買い物、公共交通機関を使つての外出、電話対応などのコミュニケーション、予定管理や服薬管理など複雑な日常生活のことです。社会参加の機会や生きがい、役割が減少した方では、身体的・精神的に機能が低下していくため、閉じこもりのリスクが高くなってしまいます。地域の中で、役割や生きがいを持って暮らすこと、それぞれに合った参加する場があることが必要になってきます。

○在宅介護実態調査

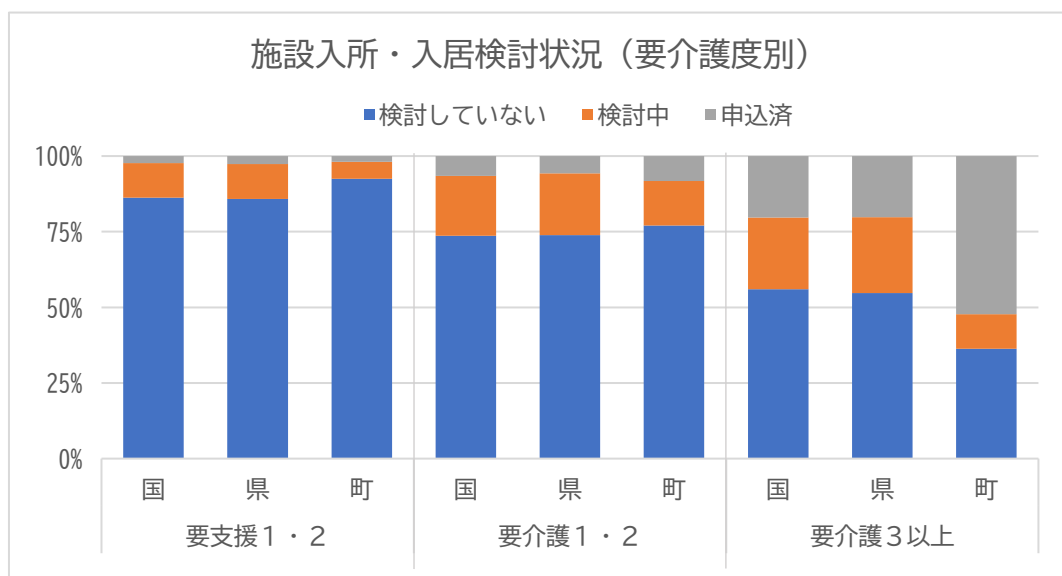
要介護認定者を介護する家族介護者の年齢は60代以上の方が75%を占め、高齢者が高齢者を介護している世帯がほとんどでした。

そのためか、在宅生活の継続にあたり介護者が不安を感じる介護では、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」が上位を占めました。



また、施設入所・入居の検討状況を国・県と比較すると、要支援1・2、要介護1・2の方では入所・入居は検討していないと回答した方の割合が高く、要介護3以上の方ではすでに施設入所の申し込みが済んでいる方の割合が高いことが特徴的でした。

特に一人暮らしの要介護3以上の方では、すでに申し込みが済んでいる方の割合が多かったため、一人暮らしであっても自宅で望む暮らしが続けられるように地域包括ケアシステムを推進・深化していくことが必要となります。



3. 出雲崎町地域包括ケアシステム

(1)2025年、2040年を見据えた中長期的な将来像

- ・地域で支え合いながら、
- ・医療・介護が必要になっても安心して生活でき、
- ・高齢者が誇りをもって私の暮らしを続けられる

出雲崎町の地域包括ケアシステム

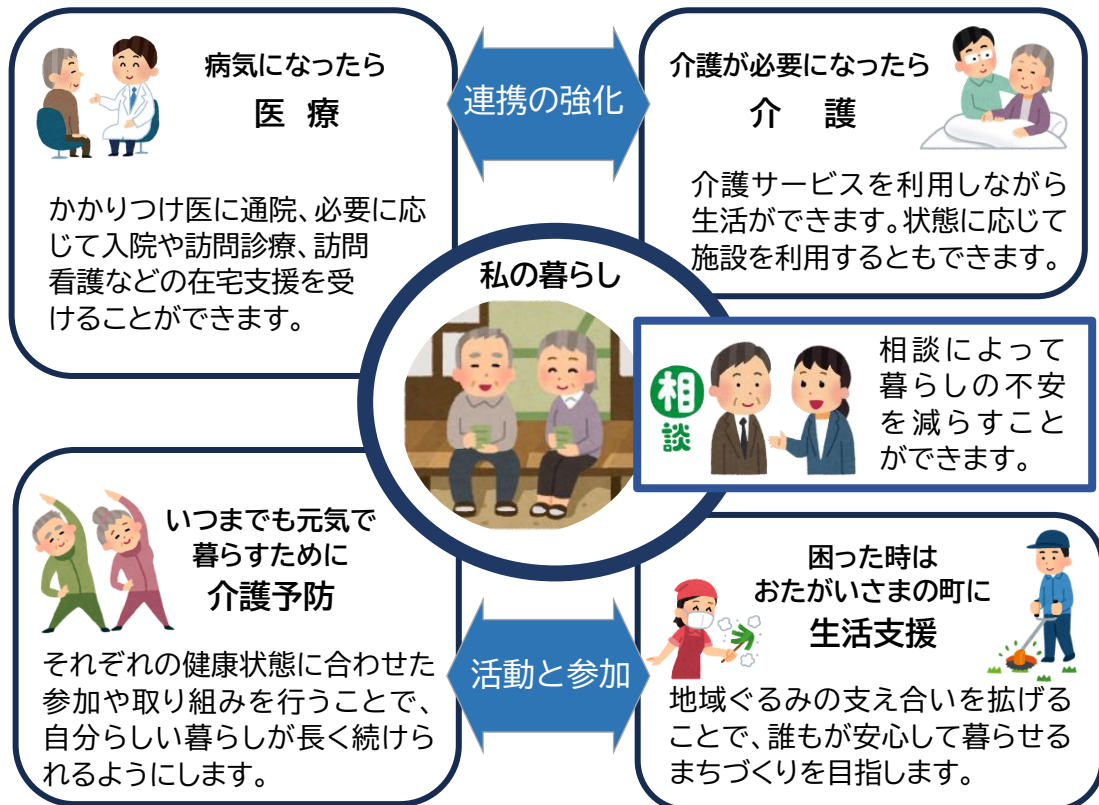
地域の助け合い＋専門職のサービス＝いつまでも私らしい暮らし

次の視点を様々な関係者で共有し、町全体を一つの日常生活圏域と設定し、限られた資源のなかでも町の強みを活かしながら「出雲崎町版地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1 顔の見える関係のなかで、暮らす安心感を高めます

視点2 高齢者が活躍できる場の整備を進めます

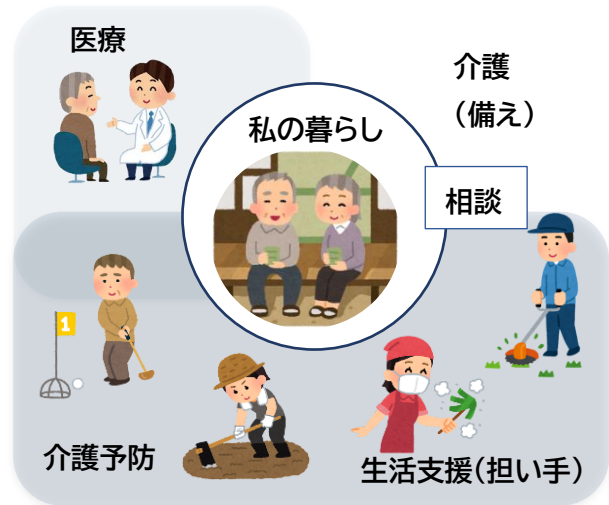
視点3 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます



(2)状態別に見た地域包括ケアシステム

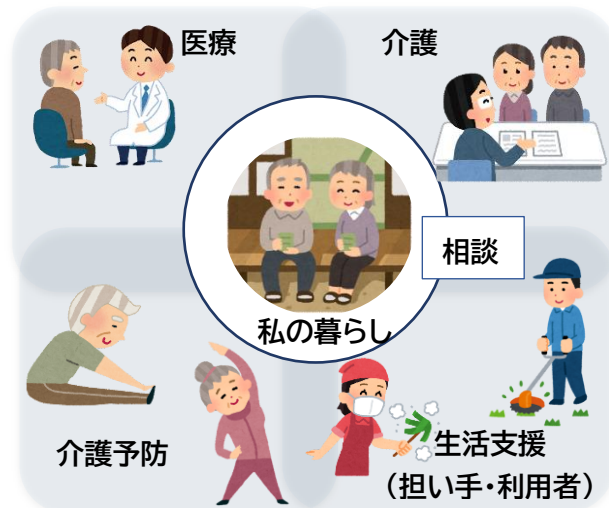
◎自分の暮らしが送れている時

- ・身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験を活かし、ボランティアや有償の活動に取り組むことができます。
- ・医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り備えます。



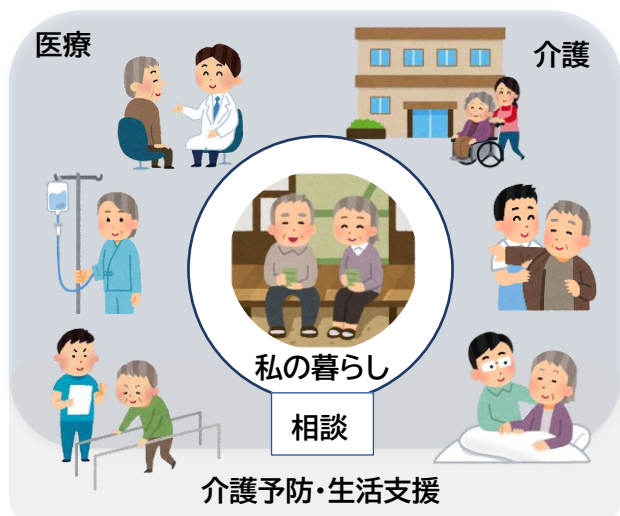
◎心や体に変化を感じたとき

- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアやサービスなど多様な主体から受けることができます。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。



◎医療や介護が必要になった時

- ・本人の状態や希望に合わせて、介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も在宅での生活を続けることを支援します。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所、介護者支援があります。



4. 第8期計画の評価

出雲崎町の第8期計画(計画期間:令和3(2021)~令和5(2023)年度)における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

(1) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	現状値	結果
高齢者の生きがいづくり	生きがいがあると感じている高齢者の割合の上昇	57.4% (令和元年度調査結果)	57.7% (令和4年度調査結果)	達成
地域活動への意識づくり	週に1回以上活動に参加をする高齢者の割合の上昇	63.4% (令和元年度調査結果)	62.4% (令和4年度調査結果)	未達成

第7期計画期よりも生きがいを持って生活されている方の割合が増えましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限や自粛が影響したためか週に1回以上活動に参加する高齢者の割合は減少しました。特に、趣味・学習・教養の活動では大幅な減少が見られています。今後、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

(2) 高齢者の福祉を支える事業の推進

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	現状値	結果
日常生活での重度化防止	地域リハビリテーション活動支援事業による専門職派遣	0回 (令和2年度)	29回 (令和5年度)	達成
高齢者や家族を支える体制づくり	自立支援型地域ケア会議の開始	0回 (令和2年度)	10回 (令和5年度)	達成

地域リハビリテーション活動支援事業により専門職の派遣を行うことで、生活の中のみならず早期に対応が可能になりました。また、地域ケア会議では、介護が必要になっても安心して在宅生活が継続できるよう、地域づくりの視点も含めた事例検討を行い、ご本人と家族が無理なく生活を続けていける体制を目指しました。

(3) 地域支援事業と介護予防・健康づくりの推進

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	現状値	結果
介護予防と高齢者の健康づくり	新規要支援・要介護認定者の平均年齢の上昇	83.2 歳 (令和2年度)	87.0 歳 (令和4年度)	達成
地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターへの相談件数の増加	1,713 件 (令和2年度)	2,594 件 (令和4年度)	達成

要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢は延伸し、介護予防の取り組みには一定の効果が見られました。また、地域包括支援センターの周知が図られたことで相談件数が増加し、高齢者や家族の生活の負担に対応ができたことも新規要支援・要介護認定者の平均年齢の上昇につながったと考えられます。

今後は、自分らしい暮らし継続のため「セルフマネジメント」の考え方を普及していく必要があります。

(4) 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	現状値	結果
医療と介護の連携	救急医療情報キットの配備開始	0 世帯 0 人 (第7期中)	410 世帯 582 人 (第8期中)	達成
地域住民の助け合い・支援 合い	おたがいさまの有償ボランティアの立ち上げ	0 か所 (令和2年度)	1 か所 (令和5年度)	達成

一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴う課題について、医療と介護に関わる多職種で話し合いを重ね、連携を強めながら、意思決定支援や緊急時の対応を検討し対応しました。

また、生活支援の検討の中で「地域の助け合いが必要では」という住民の意見をもとに、おたがいさまの助け合いを行う有償ボランティアが立ち上がりました。

(5) 認知症総合支援事業の推進

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	達成値	結果
認知症相談窓口の周知	認知症の相談窓口を知っている人の割合	39.0% (令和元年度調査結果)	37.6% (令和4年度調査結果)	未達成
認知症の理解促進	計画期間中の認知症サポーター養成講座の受講者の増加	146人 (第7期合計)	76人 (第8期合計)	未達成

認知症に関する相談の早期開始を目的とした窓口の周知と認知症の人とその家族が暮らしやすい地域づくりを行うための認知症の理解促進について取り組みましたが、コロナ禍において講座の開催ができなかったこともあり、目標を達成することはできませんでした。

今後は「共生」と「予防」を重視し、認知症になっても暮らしていけるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(6) 介護サービスの充実と基盤の整備

【指標の達成状況】

取組	評価指標	基準値	達成値	結果
介護サービスの質の向上	ケアプラン点検の実施	10回/年	10回/年	達成
介護人材の確保	人材確保補助金の支給の維持増加	2,065千円 (第7期合計)	933千円 (第8期合計)	未達成

介護保険制度の持続可能性を高めるため、給付の適正化、介護人材の確保に取り組みました。ケアプラン点検では、点検だけでなく事例検討も行うことで在宅生活の限界点の引き上げやケアマネジャーの資質向上を図りました。

介護人材の確保はますます厳しい状況になってきています。補助金の支給にとどまらず、事業所の運営指導を行うことで就労継続のための支援を行いました。

今後、高齢者人口が減少していくに伴い、サービスの利用者が減少していくこととなりますが、要介護者が安心して在宅生活を継続できるよう先を見据えながら体制整備に努めます。

5. 第9期計画の基本理念と施策体系

(1) 計画の基本理念

いままでも、これからも、私らしく暮らし続けられる出雲崎
～年を重ねることに誇りを持ち、いきいき輝く高齢者～

高齢化していく人や社会を誰もが明るく前向きに捉え、住民が安心して暮らし、年を重ねることに誇りを持てるような出雲崎町を目指すため、町をひとつの日常生活圏域と設定し、ご本人やご家族、専門職など様々な主体が協力し合うためこの基本理念を定めます。

(2) 施策の体系

基本理念を実現するため、次の3つの柱をもとに施策を展開します。

柱① 「誇りある人生」

- ・高齢者一人ひとりが自分に合った場に参加し、活躍している
- ・要介護状態等になっても、自分の目指す暮らしのために状態の改善や重度化防止に取り組んでいる

柱② 「自分らしい暮らし」

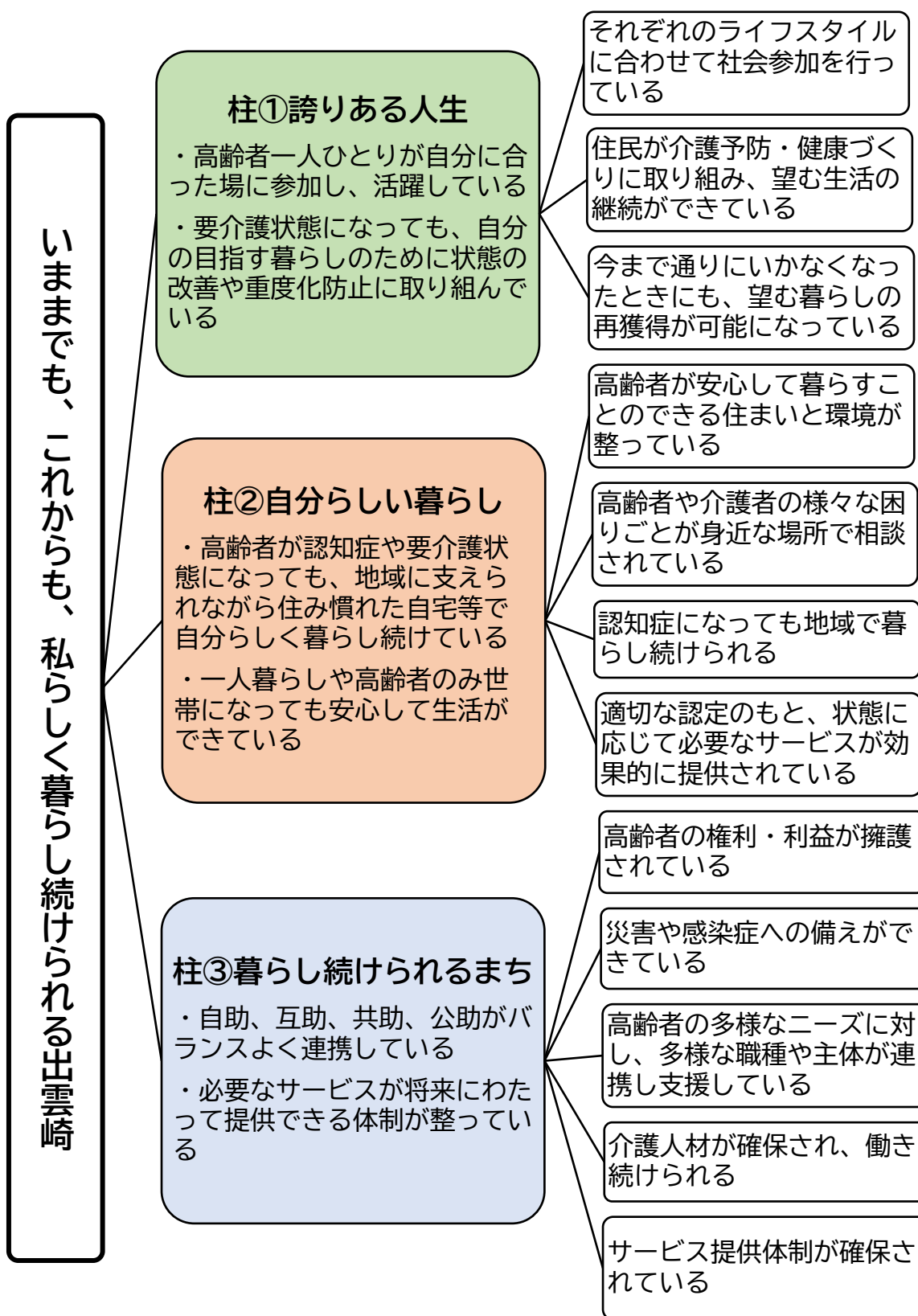
- ・高齢者が認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた自宅等で自分らしく暮らし続けている
- ・一人暮らしや高齢者のみ世帯になっても、安心して生活ができている

柱③ 「暮らし続けられるまち」

- ・自助・互助・共助・公助がバランスよく連携している
- ・必要なサービスが将来にわたって提供できる体制が整っている

【 施策体系の全体像 】

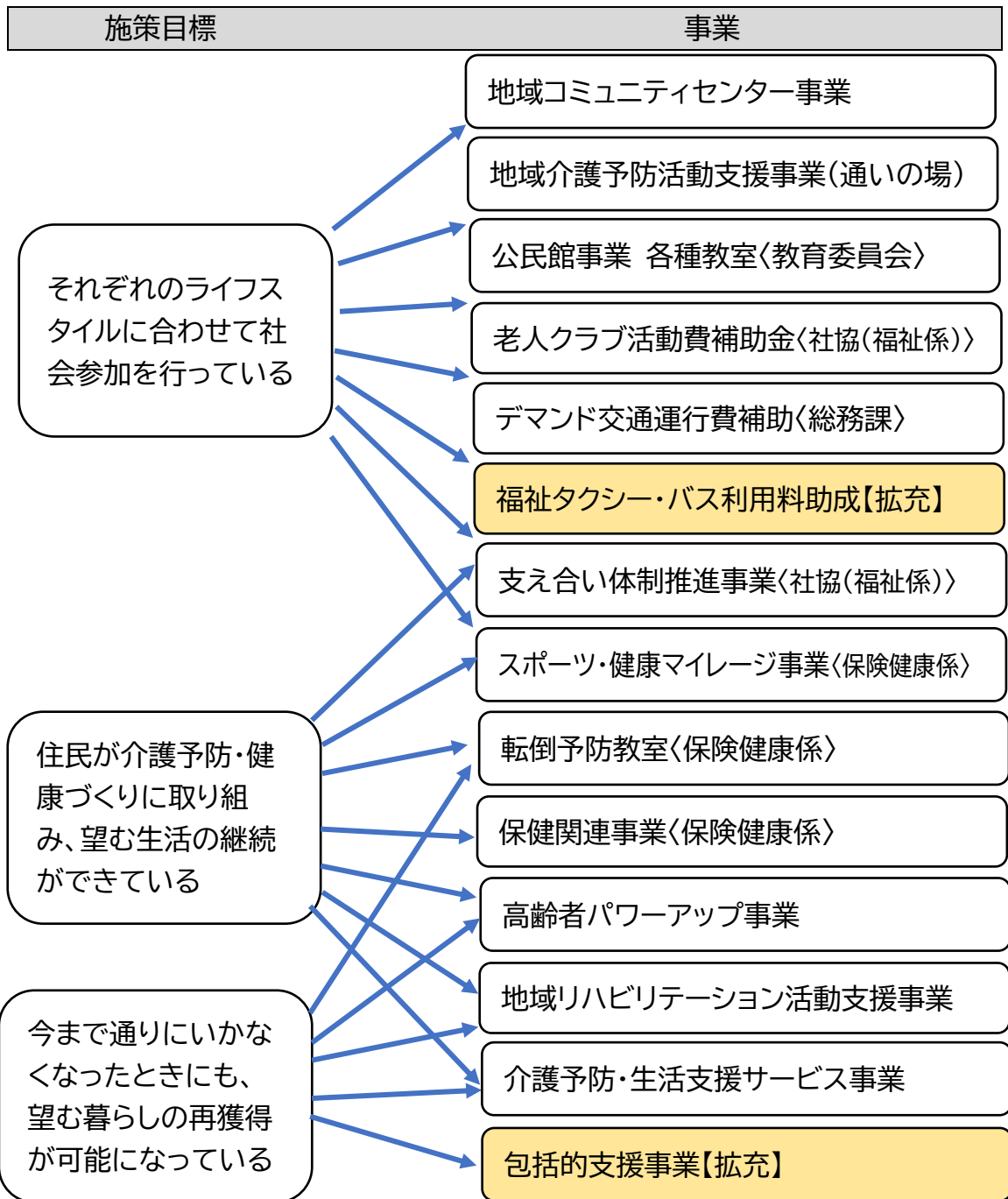
基本理念 <<	柱	<<	基本施策
---------	---	----	------



6. 高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画の施策の展開

柱①誇りある人生

- ・高齢者一人ひとりが自分に合った場に参加し、活躍している。
- ・要介護状態になっても、自分の目指す暮らしのために状態の改善や重度化防止に取り組んでいる



高齢者が、年齢を重ねることによって心身の機能が低下してきたとしても、毎日の生活を活動的に送り、誰かに必要とされる充実感や人とのつながりにより、自分らしく誇りある豊かな人生を送り続けられる地域を創っていきます。

【確認する指標】

目指す姿	指標	資料
それぞれのライフスタイルに合わせて社会参加を行っている	週に1回以上活動に参加している高齢者の割合	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
住民が介護予防・健康づくりに取り組み、望む生活の継続ができています	健康寿命、平均自立期間 主観的健康観	KDB
今まで通りにいけなくなったときにも、望む暮らしの再獲得が可能になっている	新規要支援・要介護認定者の1年度の重度化率	KDB

【強化する事業】

分類	事業名	内容	方針
拡充	福祉タクシー・バス利用料助成	交通手段を持たない高齢者の外出を支援するため、タクシー・バス利用券を交付しています。定期受診をしている方には、年度に1回に限り追加交付が可能です。	令和6年度から町外医療機関を月に1回以上、定期通院する方に1万5千円を追加交付します。 さらに、デマンド交通で利用券が使えるようにします。
拡充	包括的支援事業	今後の高齢化の進展や家族形態の多様化等に伴って増加する、複雑かつ複合的な課題を抱える高齢者や家族、地域からの相談に対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化を図ります。	令和6年度から総合相談事業の一部委託を実施し、より細やかな相談支援が可能になるように努めます。

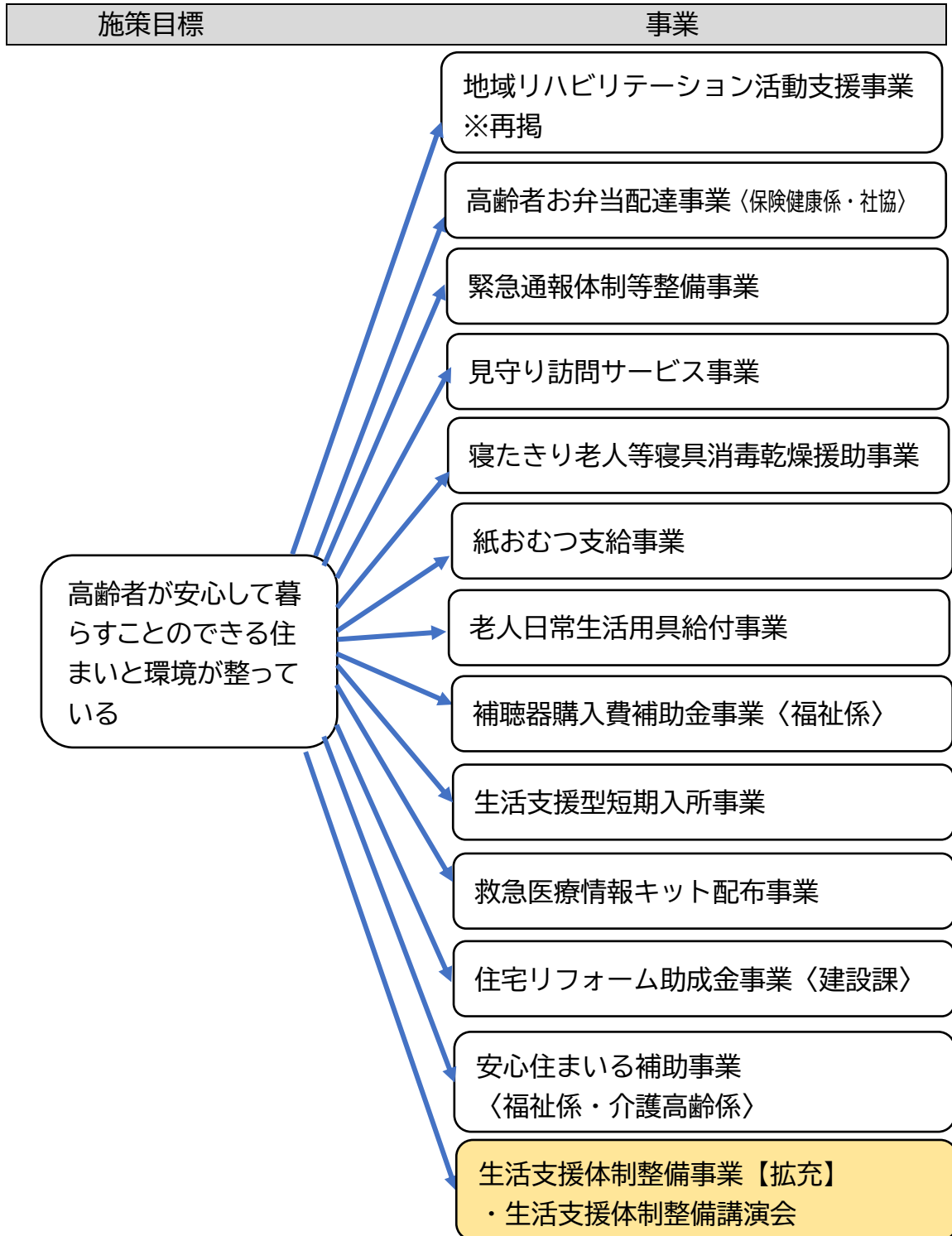
【その他の事業】

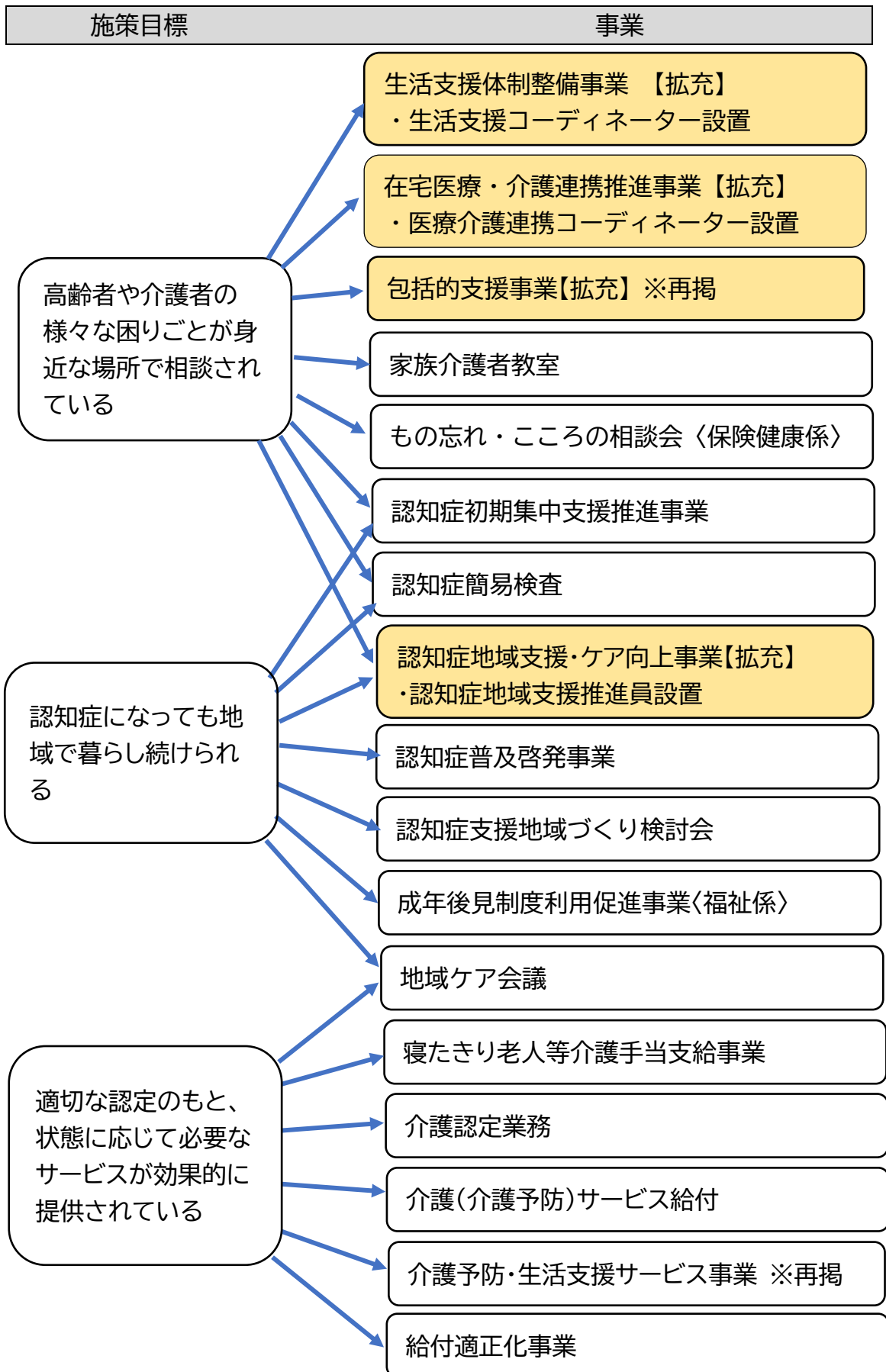
事業名	事業概要
地域コミュニティセンター事業	地域ごとの通いの場を提供することで、顔なじみの方と過ごしながら活動を行うことで介護予防に取り組み、寂しさの解消を図ります。ふれあいの里で行う「生きがいデイサービス」と、歩いて行ける地域の集会場で住民が主体となって運営する「地区サロン」があります。
地域介護予防活動支援事業（通いの場）	地域の助け合いを通して介護予防の活動につながるように、住民が主体となって運営する居場所を提供しています。現在「八手の茶の間」と「新津邸の茶の間」があります。
公民館事業・各種教室	体力づくりや趣味の活動など、各種活動を支援する教室を行います。
老人クラブ活動費補助金	友愛活動や奉仕作業などを行う老人クラブの活動に補助することで、活動の支援を行います。
デマンド交通運行費補助	町が行う外出支援のための公共交通です。デマンドとは、「予約に応じて」という意味です。利用者からの予約があれば運行する「乗合」の公共交通です。同じ便の予約者をそれぞれ迎えに行き、それぞれの目的地まで送ります。
支え合い体制推進事業	有償ボランティア「出雲崎たすけ愛隊」の活動を推進することで、社会参加の場づくりを行うとともに、住民同士の助け合いの活動を支援します。
スポーツ・健康マイレージ事業	町の健康づくりに資する活動に参加された方にポイントを付与し、自らの介護予防及び健康増進に取り組みやすい環境を整備します。
転倒予防教室	いつまでも自分の足で歩けるように、地域の仲間と楽しく運動する場を提供します。定期的に運動指導員による指導を行い、運営継続を支援しています。
保健関連事業	住民の健康づくりを支援するために、特定健診等実施計画・データヘルス計画に基づき、各種健(検)診、保健指導、健康教育を行います。 また、町保健師が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

事業名	事業概要
高齢者パワーアップ事業	<p>運動指導員による指導のもとマシントレーニングを行うことで、体力の維持・向上を目指す機会を提供します。</p> <p>月、火曜日：ふれあいの里リハビリ室</p> <p>水～金曜日：町民体育館トレーニング室</p>
地域リハビリテーション活動支援事業	<p>高齢者の自立した生活に向けた助言や指導を行うために、医療・介護分野の専門職を派遣し訪問指導を行います。</p>
介護予防・生活支援サービス事業	<p>総合事業対象者、要支援認定者の方に必要な支援を行うことで、状態の悪化防止や生活行為の再獲得を目指します。当町では従前相当の訪問・通所と通所型サービスAを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービスA「しゃきっと」へ、理学療法士を派遣し、心身機能の回復を図ります。 ・通所型サービスA「いこうて」は、利用者が少ない状況が続いているため、今計画中に今後の在り方について検討を行います。

柱②自分らしい暮らし

- ・高齢者が認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた自宅等で自分らしく暮らし続けている。
- ・一人暮らしや高齢者のみ世帯になっても、安心して生活ができています。





本人が最期まで望む「私の暮らし」を続けていけるよう、医療・介護・福祉が連携する体制を構築します。また、家族介護者等の心身及び経済的負担を軽減する支援策を充実させ、本人と家族介護者双方の暮らしを守ります。

【確認する指標】

目指す姿	指標	資料
高齢者が安心して暮らすことのできる住まいと環境が整っている	主観的健康観 主観的幸福感 たすけ愛隊の利用者数、 利用実績	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査 実績報告
高齢者や介護者の様々な困りごとが身近な場所で相談されている	地域包括支援センターへの相談件数 認知症の相談窓口を知っている人の割合	実績報告 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査
認知症になっても地域で暮らし続けられる	在宅生活を送る要介護認定者の認知症自立度のⅡ以上方の割合	介護保険システム
適切な認定のもと、状態に応じて必要なサービスが効果的に提供されている	地域ケア会議検討件数 施設入所検討率	実績報告 在宅介護実態調査

【強化する事業】

分類	事業名	内容	方針
拡充	生活支援体制整備事業	高齢者の暮らしに関する多様な困りごとや不安に対応するため、町にある資源を活用し、足りないもの創意工夫を行いながら、支え合いの仕組みづくりを行います。 ・生活支援体制整備事業講演会講演会を開催することで、地域の体制づくりに向けた意欲の醸成を図ります。 ・生活支援コーディネーターの設置地域の支え合いの仕組みづくりを行うコーディネーターを増員します。	講演会を年度に1回開催します。 第9期計画期中に町と地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを設置し、2名体制にします。

分類	事業名	内容	方針
拡充	在宅医療・介護連携推進事業	<p>疾病を抱えても療養しながら自分らしく暮らし続けられるように、本人やその家族をサポートしていく在宅医療・介護連携の体制づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護連携コーディネーター設置 <p>医療ニーズのある在宅療養者に対し医療と介護間の必要な調整を行うコーディネーターを新たに設置します。</p>	第9期計画期中に地域包括支援センターに医療介護連携コーディネーターを設置します。
拡充	認知症地域支援・ケア向上事業	<p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため体制づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の設置 <p>現在、役場に1名設置していますが増員することで認知症の方への支援を強化します。</p>	第9期計画期中に認知症地域支援推進員を町と地域包括支援センターに設置し、2名体制にします。

【その他の事業】

事業名	事業概要
高齢者お弁当配達事業	<p>高齢者の食の支援のため、火曜日と木曜日にお弁当を配達します。配達ボランティアによる配達時安否確認も行い、地域とのつながりを継続できるように支援します。</p>
緊急通報体制等整備事業	<p>一人暮らしや高齢者のみ世帯の安否確認・見守り体制を地域の見守りの中で構築するために、緊急通報装置の貸与を行っています。</p> <p>高齢化の進行により、地域での見守り体制が継続できない事例が見られるようになっていることから、今計画期中に今後の在り方を検討します。</p>
見守り訪問サービス事業	<p>孤立しがちな高齢者の一人暮らしの方に対し、日本郵政が行う見守り訪問サービスの利用料を補助します。</p> <p>利用者が少ない状況が続いているため、今計画期中に見直しを行います。</p>

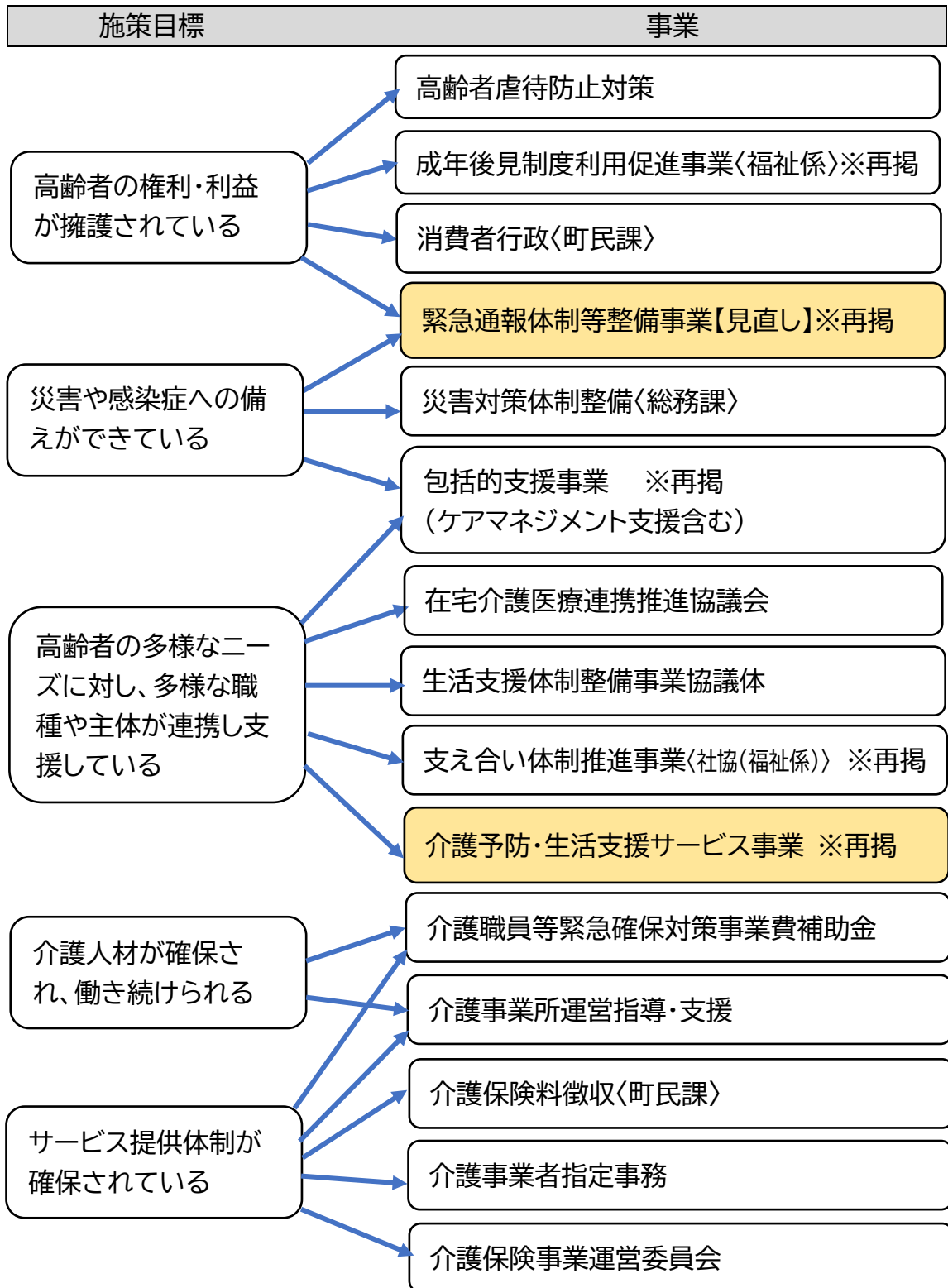
事業名	事業概要
寝たきり老人等寝具消毒乾燥援助事業	寝たきりの要介護者や一人暮らし高齢者の寝具をクリーニングすることによって、保健衛生の向上を図り、在宅生活を快適に過ごせるように支援します。
紙おむつ支給事業	常時おむつを使用している方に対し、おむつの購入助成を行うことで、排泄の心配や家族介護者の介護負担及び経済的な負担の軽減を図ります。
老人日常生活用具給付事業	痰の吸引機を貸与することで、必要な処置を受けながら在宅生活を継続できるように支援します。
補聴器購入費助成事業	補聴器の購入費を助成することで、コミュニケーションの支援や参加の促進を図り、在宅生活の困り感の軽減を図ります。
生活支援型短期入所事業	要支援・要介護認定を受けていない方が、療養や家族の不在などにより一時的に自宅で生活することが困難になった際に、介護認定がなくても短期入所サービスを利用できるようにすることで、在宅生活を安心して継続できるように支援します。
救急医療情報キット配布事業	救急車要請時に必要な情報を把握しやすくすることで迅速な搬送を可能とし、命を守るために65歳以上の方にキットの配布を進めています。
住宅リフォーム助成金事業	高齢者が自宅のバリアフリー化などの改修を行う際に、かかる経費の一部を補助することで経済的な負担軽減を図ります。
安心住まいる補助事業	高齢者や障害者が心身の状況に合わせた自宅の改修を行う際に、かかる経費の一部を補助することで経済的な負担軽減を図ります。
家族介護者教室	認知症や疾病等により要介護状態となった高齢者を介護する家族の支援のため、介護技術の学習の機会や家族介護者相互の交流の機会を提供します。
もの忘れ・こころの相談会	住民が抱える心配事について相談できる場を提供することで、早期に支援者につながり安心して暮らせるように支援します。

事業名	事業概要
認知症初期集中支援推進事業	認知症が疑われる人やその家族を医療・介護の専門職で構成されるチームが支援することで、認知症の進行により本人が自信を喪失したり、地域で社会的なつながりを失わずに暮らし続けられるようにします。
認知症簡易検査	タブレットを活用した認知症簡易検査により認知機能低下の早期発見ができ、必要な支援につながりやすくします。
認知症普及啓発事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る住民や関係者を増やすために、認知症サポーターの養成や各種普及啓発を行います。 町では、幼児期から中学生の子供たちへ高齢者との交流活動を通じた認知症教育を行うことで、知識だけでなく経験をもとに相互理解を深められるよう取り組みます。
認知症支援地域づくり検討会	できるだけ認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても本人や家族の視点を大切にしながら安心して暮らし続けられるまちにするため、認知症施策に関する状況確認や評価を行い、より効果的な施策について検討します。
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の費用を負担することが困難である者に対し、町の費用助成により成年後見制度の適切な利用を推進します。 また、成年後見制度に関する専門相談や普及啓発を担う中核機関の在り方を検討していきます。
地域ケア会議	本人の有する生活機能の維持・改善が図られるよう、多職種の視点で課題解決を目指す「自立支援型地域ケア会議」と、高齢者の生活を支える地域力の強化により在宅生活の継続を目指す「地域ケア個別会議」の2種類の地域ケア会議を行います。個別事例の検討から地域課題を導き、地域課題解消のための施策を展開することで地域包括ケア体制の深化・推進を図ります。
寝たきり老人等介護手当支給事業	要介護状態の方を自宅で介護する方に手当を支給することで負担の軽減を図り、要介護認定者の在宅生活の継続を支援します。

事業名	事業概要
介護認定業務	<p>出雲崎町は長岡市と認定審査会を合同設置しています。申請者に不利益とならないよう、要介護認定が遅延なく行われるよう努めます。</p> <p>また、適正で公平な認定が行われるように認定調査員のスキルを平準化するため、勉強会の開催やツールの活用により確認調査項目について全国平均と大きな乖離がないように努めます。</p>
介護（介護予防）サービス給付	<p>介護保険法で保険給付は「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行う」とされており、また国民の努力義務として、要介護状態になった場合も「有する能力の維持向上に努める」と明記されています。当町においても、利用者の意思決定のもと状態改善や重度化防止につながるサービスが選択され、適切な量と質の介護サービスが提供されるようケアマネジャー、事業所を支援していきます。</p>
給付適正化事業 【介護給付適正化計画】	<p>利用者にとって適切な介護サービスを確保し、介護保険制度を安定的に運営していくために、介護給付の適正化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ公平な要介護認定を行うため、認定調査は直営で実施することを基本としつつ、調査書類の全件確認により調査内容の適正化を図ります。 ・ケアマネジャー、地域包括支援センター職員に対してケアマネジメント業務に必要な知識・技術を習得することができるよう「ケアプラン点検」と併せて研修を実施します。また、住宅改修等を必要とする受給者の訪問調査による実態確認や見積書の点検を通して必要な生活環境の確保と給付の適正化を図ります。 ・介護給付の情報を活用することで、事業所による介護保険請求の誤りをチェックし、給付の適正化を図ります。

柱③暮らし続けられるまち

- ・ 自助、互助、共助、公助がバランスよく連携している。
- ・ 必要なサービスが将来にわたって提供できる体制が整っている。



少子高齢化が進むことにより、介護サービスの需要は減ることがない反面、介護サービスの担い手となる人材の確保は厳しい状況が続くことが予測されます。必要な人材の確保と現場の業務効率化による生産性の向上を図り、サービスの持続可能な環境づくりを目指します。

また、近年では災害や感染症の発生による業務負担の増大も起こり得る状況のため、災害時の対応を事前に検討し、必要に備えます。

【関連する事業】

事業名	事業概要
高齢者虐待防止対策	<p>養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止に向けた体制を整備するとともに、養護者以外の者による虐待やセルフネグレクト等の権利侵害の防止のために取り組みます。</p> <p>また、虐待防止の取り組みとして、ヤングケアラーなど隠れた介護者への支援や、自身をケアラーと認識していない方に対してケアラーである気づきを促す支援等にも取り組みます。</p>
消費者行政	<p>消費者トラブルなど高齢者を狙う犯罪から高齢者の生命と財産を守るため、多機関が連携し対応する体制を整えます。</p>
災害対策体制整備	<p>自然災害や感染症等の様々な状況に対し、柔軟な対応や支援が求められています。住民の生活を守るため、町防災計画に基づき、地域ぐるみで防災体制の確立に取り組みます。</p> <p>(避難訓練・要援護者台帳の整備・自主防災組織等)</p>
在宅介護医療連携推進協議会	<p>医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らし続けるには、医療・介護それぞれの関係者が本人の意思に寄り添って連携していく仕組みづくりが欠かせません。</p> <p>いつか必ず訪れる人生の最終段階について、事前に考えて話し合う機会をも持つことや救急時の対応などの検討も行っていきます。</p>
生活支援体制整備事業協議体	<p>高齢者の暮らしの中の多様な困りごとや不安に、地域、民間、行政などが協働で対応する仕組みを考え、その活動の継続を支援していくための話し合いを行います。</p>

介護職員等緊急確保対策事業費補助金	事業所が行う介護人材の確保事業を支援します。併せて、離職防止・定着支援を進めていく新潟県の施策や制度の紹介を行います。
介護事業所運営指導・支援	介護事業所を対象に、生産性の向上や離職防止、収支改善など経営にかかわる課題解決のため、介護事業所への伴走支援を行い、地域における質の高いサービスの安定供給を図ります。 また、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、運営指導を実施します。著しい基準違反、介護報酬の不正請求及び不正の手段による指定申請等が疑われる事業所に対しては、監査により速やかに事実確認を行い、公正かつ適正な措置を採ることにより介護保険制度への信頼維持及び利用者保護を図ります。
介護保険料徴収	介護保険事業に要する費用は40歳以上の被保険者からの保険料と国や自治体が負担する公費を財源としています。保険料は制度を支える大切な財源であるため所得段階に応じた保険料を徴収します。
介護事業者指定事務	町ではすでに電子申請システムを導入しており、国の標準様式を用いることで、指定申請書類の作成に係る事務負担や複数市町村への申請の手間を軽減します。
介護保険事業運営委員会	保健・医療・福祉・地域の代表者で構成された委員会において、出雲崎町の目指す地域包括ケア体制の整備のため、介護保険事業運営や各施策について検討します。

7. 施設整備方針

本町の要介護認定者数は今後減少していく見込みであるため、町内に整備済みの事業所の町民利用率を高めることを基本方針とし、新たな施設整備は行わないこととします。

○広域型サービス

事業所名	特別養護老人ホームやすらぎの里
サービス種別	介護老人福祉施設
定員	100人
所在地	川西660番地1
事業の内容	要介護高齢者のための生活施設。入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
事業者名	社会福祉法人 中越老人福祉協会

○地域密着型サービス

事業所名	グループホームかめさんの家
サービス種別	認知症対応型共同生活介護
定員	9人
所在地	船橋 479 番地 2
事業の内容	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。
事業者名	社会福祉法人 中越老人福祉協会

事業所名	てつぞうの家
サービス種別	小規模多機能型居宅介護
定員	25人
所在地	上中条15番地2
事業の内容	「通い」、「訪問」及び「泊り」を柔軟に利用できる在宅サービスです。住み慣れた地域にある1か所の施設で様々なサービスを受けられることから、利用する人が安心感を 得やすく、サービス利用も柔軟にできるため、在宅生活の継続に有効なサービスです。
事業者名	社会福祉法人 寿多摩院

○介護保険事業対象外の施設サービス

事業所名	ケアハウス出雲崎グレートヒルズ
サービス種別	軽費老人ホーム
定員	50人
所在地	上中条14番地4
事業の内容	身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安があり家族による援助を受けることが困難な人が入所し、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら自立した生活を送るための施設です。高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者の世帯が増加する中、「要介護認定は受けていないが一人暮らしが不安である」という高齢者等が主に利用しています。
事業者名	社会福祉法人 寿多摩院

8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第9期計画期間の介護サービスの見込み量等については、要介護認定者(利用者数、サービスの利用実績)や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

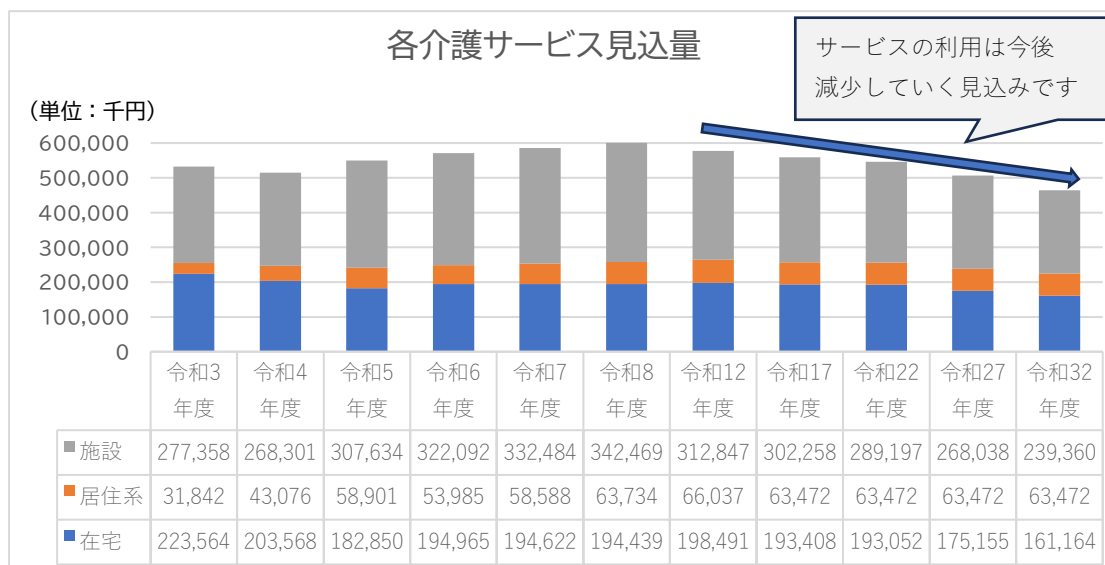
(1) 主なサービスの見込み量

単位(人)

サービスの種類		第8期実績			第9期計画			将来推計	
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
在宅	訪問介護	43	36	31	30	29	27	24	25
	訪問看護	12	11	16	16	16	14	15	15
	通所介護	90	82	80	79	78	75	71	69
	通所リハビリテーション	11	13	11	12	11	11	11	11
	短期入所生活介護	48	43	43	43	42	42	40	38
	福祉用具貸与	91	84	78	70	64	60	69	66
	特定施設(有料老人ホーム)	4	8	8	10	12	14	15	14
地域密着	小規模多機能	4	3	3	9	12	13	11	11
	認知症高齢者グループホーム	8	9	10	9	9	9	9	9
施設	介護老人福祉施設	46	45	47	53	57	60	48	44
	介護老人保健施設	34	29	37	37	37	37	37	34
	介護医療院等	4	5	4	4	4	4	4	4

・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数

・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込み量



(2) 介護保険給付費の見込み

① 介護給付費

単位(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	12,063	11,654	10,814
訪問入浴介護	3,108	3,112	3,112
訪問看護	7,129	7,138	6,275
居宅療養管理指導	226	226	226
通所介護	70,748	68,930	66,151
通所リハビリテーション	8,481	7,982	7,982
短期入所生活介護	41,876	41,083	41,126
短期入所療養介護(老健)	2,176	2,179	2,179
福祉用具貸与	10,796	9,719	9,060
特定福祉用具購入費	461	505	505
住宅改修費	771	771	771
特定施設入居者生活介護	25,198	29,664	34,830
地域密着型サービス			
小規模多機能型居宅介護	20,961	27,157	28,386
認知症対応型共同生活介護	27,978	28,013	28,013
施設サービス			
介護老人福祉施設	171,846	185,393	195,298
介護老人保健施設	136,956	136,128	136,128
介護医療院	18,795	18,818	18,818
介護療養型医療施設	0	0	0
居宅介護支援	18,740	18,440	16,910
合計	577,309	596,912	606,584

② 予防給付費

単位(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅サービス			
介護予防訪問看護	428	429	429
介護予防通所リハビリテーション	3,207	3,211	3,211
介護予防短期入所生活介護	1,310	1,312	1,312
介護予防福祉用具貸与	2,204	2,149	1,913
特定介護予防福祉用具購入費	736	491	491
介護予防住宅改修	1,160	1,160	1,160
地域密着型サービス			
介護予防小規模多機能型居宅介護	377	377	377
介護予防支援	2,133	2,082	2,082
合計	11,555	11,211	10,975

③ 総給付費

単位(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護給付費計	577,309	596,912	606,584
予防給付費計	11,555	11,211	10,975
総給付費	588,864	608,123	617,559

④ 地域支援事業費

単位(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問介護相当サービス	6,000	6,500	6,500
訪問型サービス A	0	0	0
通所介護相当サービス	4,500	4,000	3,000
通所型サービス A	4,000	4,000	4,000
その他生活支援サービス	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	1,300	1,300	1,300
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	500	200	200
地域介護予防活動支援事業	1,500	1,500	1,500
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	300	400	500
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業			
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	16,000	16,000	16,000
任意事業	130	130	130
包括的支援事業(社会保障充実分)			
在宅医療・介護連携推進事業	1,500	1,500	1,500
生活支援体制整備事業	3,500	3,750	4,000
認知症初期集中支援推進事業	40	40	40
認知症地域支援・ケア向上事業	2,250	2,500	2,750
認知症サポーター活動促進・地域づくり事業	60	60	60
地域ケア会議推進事業	500	500	500
合計	42,080	42,380	41,980

(3) 第9期計画の保険料の見込み

① 保険料基準額

第9期計画の保険料基準額の算定は以下の通りです。

単位(円)

標準給付費(A)	1,913,802,857
総給付費	1,814,546,000
特定入所者介護サービス費等給付額	61,486,662
高額介護サービス費等給付額	33,468,248
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,080,197
算定対象審査支払手数料	1,221,750
地域支援事業費(B)	126,440,000
第1号被保険者負担分相当額(C) = ((A) + (B)) × 23%	469,255,857
調整交付金相当額(D)	98,340,143
調整交付金見込額(E)	175,822,000
市町村特別給付費等	0
財政安定化基金償還金	0
介護給付費準備基金取崩額(F)	25,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	5,900,000
保険料収納必要額(H) = (C) + (D) - (E) - (F) - (G)	360,874,000
予定保険料収納率(I)	99.80%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)	5,022
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 保険料(K)(月額) (K) = (H) ÷ (I) ÷ (J) ÷ 12 か月	6,000

② 保険料基準額の内訳

単位(円)

総給付費	5,650
その他給付費	380
地域支援事業費	483
市町村特別給付等	-98
保険料収納必要額(月額)	6,415
準備基金取崩額	415
基準保険料額(月額)	6,000

③ 所得段階別保険料

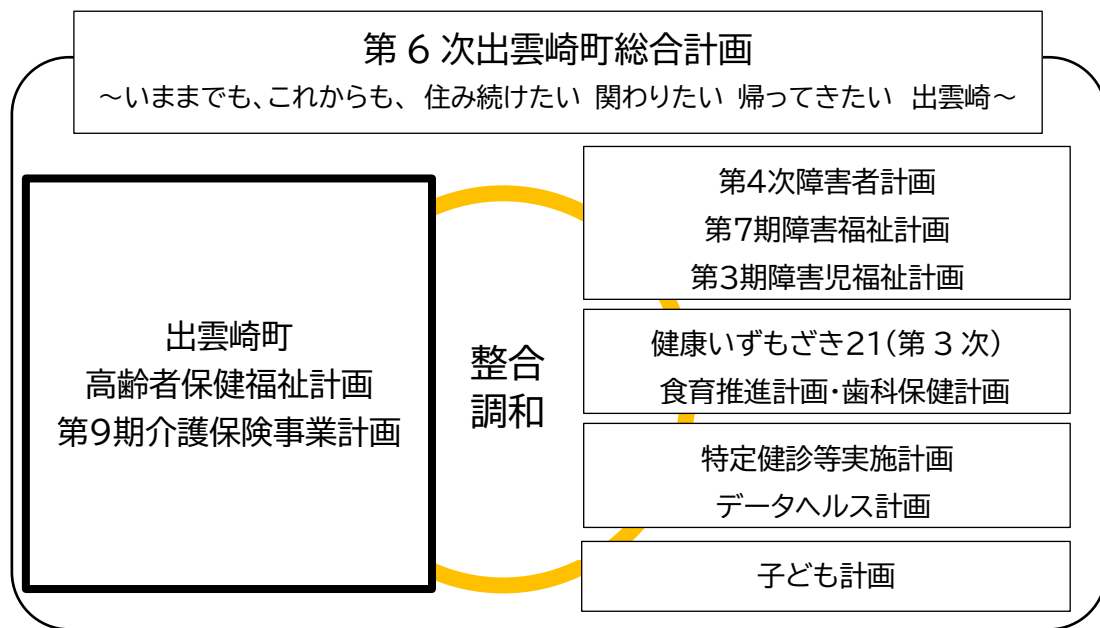
段階	住民税の課税状況	前年の所得状況など		保険料率	年間保険料
第1段階	住民税非課税世帯	老齢福祉年金を受給している		基準額 ×0.285	20,500円
		生活保護費を受給している			
第2段階		本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が	80万円以下		基準額 ×0.485
	80万円超 120万円以下				
第3段階		120万円超		基準額 ×0.685	49,300円
第4段階	本人は非課税、世帯員に課税者がいる	本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が	80万円以下	基準額 ×0.9	64,800円
第5段階			80万円超	基準額 6,000円	72,000円
第6段階	本人課税	本人の合計所得金額が	120万円未満	基準額 ×1.2	86,400円
第7段階			120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3	93,600円
第8段階			210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5	108,000円
第9段階			320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7	122,400円
第10段階			420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9	136,800円
第11段階			520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1	151,200円
第12段階			620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3	165,600円
第13段階			720万円以上	基準額 ×2.4	172,800円

9. 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

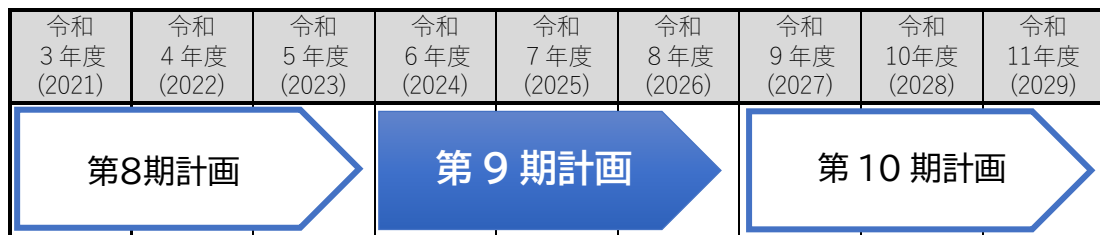
本計画は、老人福祉法に規定される「市町村老人福祉計画」、介護保険法に規定される「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また本計画は、「第6次出雲崎町総合計画」のもと、高齢者に対する保健福祉分野に関する町の指針をとりまとめるとともに、町の様々な個別計画と理念や施策の調和を保ちます。



(2) 計画期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。



10. 第 9 期介護保険事業計画の策定体制

○出雲崎町介護保険事業運営委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 出雲崎町における介護保険事業等の運営について、町民及び関係団体等が相互に連絡協調し、総合的な事業運営を図るため、出雲崎町介護保険事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業の運営及び計画変更に関すること。
- (2) 老人福祉計画の変更に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) その他必要と認められる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長職務代理)

第 5 条 運営委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議のときは議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則略 平成 25 年 4 月 1 日施行

○出雲崎町介護保険事業運営委員会委員名簿 (令和 6 年 3 月 31 日時点 敬称略)

氏名	所属・職種	代表区分
佐藤 テイ		被保険者代表
諸橋 憲男		被保険者代表
小黒 淳		被保険者代表
佐藤 毅	医師	医療関係代表者
本間 哲雄	歯科医師	医療関係代表者
磯部 芳江	出雲崎町社会福祉協議会 理事	福祉関係代表者
佐藤 正志	社会福祉法人中越老人福祉協会 特別養護老人ホームやすらぎの里 園長	介護サービス事業 代表者
多田 房子	社会福祉法人寿多摩院 理事	介護サービス事業 代表者
本多 瑞穂	特別養護老人ホームやすらぎの里 居宅介護支援事業所 管理者	介護サービス事業 代表者
遠藤 幸子	出雲崎町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 管理者	介護サービス事業 代表者
加藤 修三	町議会副議長	公益代表委員
河崎 政則	民生児童委員協議会 会長	公益代表委員

○介護保険事業計画策定アドバイザー

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
制作推進部副部長 研究部 主席研究員 服部 真治

出雲崎町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

編集 出雲崎町 保健福祉課

発行 出雲崎町

新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

電話 0258-78-3311(代表)

